

議案第 19 号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を次のとおり制定する。

平成 19 年 2 月 14 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

(川崎市余熱利用市民施設条例の一部改正)

第 1 条 川崎市余熱利用市民施設条例（平成元年川崎市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 施設利用料(2)個人利用料の表備考第 3 項中「並びに盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

(川崎市建築基準条例の一部改正)

第 2 条 川崎市建築基準条例（昭和 35 年川崎市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条中「盲学校、聾^{ろう}学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

(川崎市港湾振興会館条例の一部改正)

第 3 条 川崎市港湾振興会館条例（平成 3 年川崎市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「並びに盲学校、^{ろう}聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

(川崎市乗合自動車乗車料条例の一部改正)

第4条 川崎市乗合自動車乗車料条例（昭和25年川崎市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条の3第2号中「第7条」を「第7条第1項」に改める。

第4条第1号中「盲学校、^{ろう}聾学校及び養護学校（以下「盲学校等」という。）」を「特別支援学校」に改め、同条第2号中「盲学校等」を「特別支援学校」に改める。

(川崎市総合教育センター条例の一部改正)

第5条 川崎市総合教育センター条例（昭和61年川崎市条例第25号）の一部を次のように改正する。

目次、第3条第1項及び第3章の章名中「特殊教育センター」を「特別支援教育センター」に改める。

第10条中「特殊教育センター」を「特別支援教育センター」に改め、同条第1号中「特殊教育」を「特別支援教育」に改め、同条第2号中「特殊教育関係職員」を「特別支援教育関係職員」に改め、同条第3号中「特殊教育」を「特別支援教育」に改める。

(川崎市立学校の設置に関する条例の一部改正)

第6条 川崎市立学校の設置に関する条例（昭和39年川崎市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「ろう学校、養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第2条中「別表第6」を「別表第5」に改める。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第2条関係）

特別支援学校

名 称	位 置
川崎市立聾 ^{ろう} 学校	川崎市中原区上小田中3丁目10番5号
川崎市立養護学校	川崎市高津区久本3丁目7番1号
川崎市立田島養護学校	川崎市川崎区田島町20番5号

別表第5を削り、別表第6を別表第5とする。

(川崎市高等学校奨学金支給条例の一部改正)

第7条 川崎市高等学校奨学金支給条例（昭和37年川崎市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

(川崎市とどろきアリーナ条例の一部改正)

第8条 川崎市とどろきアリーナ条例（平成7年川崎市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表の4個人利用料の表中「盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校（以下「盲学校等」という。）」を「特別支援学校」に、「盲学校等の」を「特別支援学校の」に改める。

(川崎市青少年の家条例の一部改正)

第9条 川崎市青少年の家条例（昭和63年川崎市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表の1施設利用料(1)宿泊利用料の表中「盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校（以下「盲学校等」という。）」を「特別支援学校」に、「盲学校等の」を「特別支援学校の」に改める。

(川崎市少年自然の家条例の一部改正)

第10条 川崎市少年自然の家条例（昭和52年川崎市条例第16号）の一部

を次のように改正する。

第3条第5号中「盲学校、^{ろう}聾学校及び養護学校（以下「盲学校等」という。）」を「特別支援学校」に、「盲学校等の」を「特別支援学校の」に改める。

別表中「盲学校等」を「特別支援学校」に改める。

（川崎市岡本太郎美術館条例の一部改正）

第11条 川崎市岡本太郎美術館条例（平成11年川崎市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1普通観覧料(1)常設展の観覧料の表備考第2項中「盲学校、^{ろう}聾学校、養護学校」を「特別支援学校」に改める。

（川崎市青少年科学館条例の一部改正）

第12条 川崎市青少年科学館条例（昭和46年川崎市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1普通観覧料(1)一般投影の観覧料の表備考第2項中「盲学校、^{ろう}聾学校、養護学校」を「特別支援学校」に改める。

（川崎市立日本民家園条例の一部改正）

第13条 川崎市立日本民家園条例（昭和42年川崎市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1普通入園料の表備考第2項中「盲学校、^{ろう}聾学校、養護学校」を「特別支援学校」に改める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定（川崎市乗合自動車乗車料条例第2条の3第2号の改正規定に限る。）は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整備等を行うため、この条例を制定するものである。